

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月 22 日に公布されました。

この法律では、地方公共団体の財政の健全性を判断するための 4 つの指標と健全化のための是正措置が必要となる基準を掲げ、それらの指標の算定と公表を義務付けています。

また、公営企業の経営の健全性を判断するため、公営企業を経営している地方公共団体に対し、公営企業の資金不足比率の算定と公表を義務付けています。

この法律に基づいて算定した与那原町の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	—	—	15.0	
連結実質赤字比率	—	—	20.0	
実質公債費比率	8.2	8.2	25.0	
将来負担比率	42.5	47.8	350.0	

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

※ 実質収支は 43,556 千円(1.21%)の黒字、連結実質収支は 325,881 千円(9.12%)の黒字です。

2. 資金不足比率

(単位：%)

会計名	平成 25 年度	平成 24 年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	—	20.0	
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0	

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

3. まとめ

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金収支不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っていますが、起債(借金)残高が増加していますので、今後の指標の推移を注視する必要があります。

健全化判断比率等の説明

●早期健全化・再生の必要性を判断するための基準

地方公共団体は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

1. 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

対象：一般会計

- ・早期健全化基準 15.00
- ・財政再生基準 20.00

2. 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

対象：全会計（一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、公共下水道事業特別会計）

- ・早期健全化基準 20.00
- ・財政再生基準 30.00

3. 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債比率」です。

対象：全会計、本町が加入している一部事務組合及び広域連合

- ・早期健全化基準 25.00
- ・財政再生基準 35.00

4. 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

対象：全会計、本町が加入している一部事務組合、広域連合及び町村土地開発公社

- ・早期健全化基準 350.00

5. 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

対象：水道事業会計、公共下水道事業特別会計